

職員の懲戒処分について

本日付で、次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 事件の概要

当該職員は、令和6年12月3日の勤務終了後に飲酒をした後、帰宅するため原動機付自転車を運転していたところ、警察の検問により、酒気帯び運転で検挙されました。

その後、令和7年1月23日に保土ヶ谷簡易裁判所から罰金20万円の略式命令を受け、同年2月20日に神奈川県公安委員会から免許停止（90日間）の行政処分を受けました。

また、このことについて職場へ報告せず、その後の聞き取りに対しても、管理監督者へ虚偽の説明を行いました。

2 被処分者及び処分内容

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定により、次のとおり、処分を行いました。

所属	職名	年齢	処分内容
資源循環局	技能職員	20代	停職 7箇月

※本処分については、令和8年9月4日付横浜市報に登載予定です。

（参考：地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号）

職員が、左の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として、戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

3 管理監督者処分

次の2名を管理監督者処分としました。

- ・課長級1名 係長級2名 所属長口頭厳重注意

お問合せ先	
人事課	Tel 045-671-4005